

教育ローン

2019年10月1日現在

商品名 (愛称)	つるしん教育ローン“Uターン”
ご利用 いただける方	<ol style="list-style-type: none">1. 大学院（法科大学院含む）・大学・短大・専修学校・各種学校（予備校・専門学校含む）、高等専門学校、高等学校等へ入学または在学する子女の保護者2. 一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方3. 年齢が満20歳以上の方4. 安定継続した収入がある方 派遣社員・パートの方の収入については、「年収が150万円以上ある方」または「年収が90万円以上でご家族と同居している方」が基準となります。5. 当金庫の会員となれる方<ol style="list-style-type: none">① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方② 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたいただかなくともご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。
お使用 みち	<ol style="list-style-type: none">1. 就学する学校等への1年分の納付金（入学金・寄付金・学校債等）2. 修学に係る1年分の付帯費用（100万円以内）、受験費用、向こう1年分の教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、引越費用等3. 上記1. または2. を資金用途として、当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社(消費者金融は除きます)から借入れたローンの借換え資金
ご融資 限度額	1万円以上1,000万円以内（1万円単位）
ご利用 期間	3ヶ月以上16年以内
ご融資 利率	<ol style="list-style-type: none">1. 固定金利（変動金利はございません） お借入時の利率は、返済終了時まで適用いたします。2. 適用金利については、当金庫本支店の窓口までお問い合わせください。
ご返済 方法	<ol style="list-style-type: none">1. 毎月元金均等・元利均等割賦返済の2種類のご返済方法があります。2. 元金返済据置期間は、卒業予定月までです。3. ボーナス併用も可能です。ただしボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%以内です。
金利の 優遇	<ol style="list-style-type: none">1. 対象の方が敦賀市、美浜町、若狭町の企業にUターン就職・勤務された場合、お申出時のお借入金利から年1.0%優遇させていただきます。（ただし、パート、アルバイトは除きます。）2. なお、Uターン就職を確認するため、「教育ローン優遇金利申出書」の提出が必要となります。
保証人・ 担保	<ol style="list-style-type: none">1. 保証人・担保は不要です。2. 一般社団法人しんきん保証基金の保証制度をご利用いただけます。
手数料 等	<ol style="list-style-type: none">1. 保証料：ご融資利率に含まれます。2. 返済条件を変更する場合には、手数料11,000円が必要です。

教育ローン

2019年10月1日現在

商品名
(愛称)

つるしん教育ローン“Uターン”

ご用意
いただくもの

1. 共通書類等
 - ① 公的所得証明書等（ご融資金額100万円以下の場合、年収確認書類は不要です。）
 - ② 本人確認書類〔運転免許証（表裏）〕
※お申込人が運転免許証を取得していない場合は、次のいずれかをご提出いただきます。
・パスポート・マイナンバーカード（表のみ）・運転経歴証明書（表裏）
 - ③ 普通預金のお取引印鑑
2. 就学する学校等への1年分の納付金（入学金・寄付金・学校債等）
学校発行の振込用紙、請求書等
3. 修学に係る1年分の付帯費用（向こう1年分の教材費、下宿費用、引越費用等）
 - ① 請求書、パンフレット等
 - ② 就学確認書類（合格通知書、在学証明書、学生証等）
4. 上記2. 3. の資金使途として当金庫を含む金融機関等のローンを借換えする資金
融資残高および教育関連の借り入れであることが確認できる書類
5. その他
 - ① 支払済み資金の場合は、領収書、通帳等
6. 上記以外の書類をお願いする場合があります。

苦情処理措置

本商品の問い合わせ等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時、電話：0770-22-9433）、苦情等は、営業店または総務部（9時～17時、電話：0770-22-9430）にお申し出ください。

紛争解決措置

福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。
なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

その他

1. ご融資金は、原則として当金庫でご契約の口座に振込させていただきます。
2. お借入時には、金銭消費貸借契約書等に係る印紙税、資金振込の場合には振込手数料が必要となります。
3. 金融情勢により金利が変動する場合があります。
4. お申込みに際しましては、当金庫および保証会社の審査をさせていただきます。その審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。
5. 現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。